

請願・陳情文書表（3月定例会）

5.3.10

受理番号	件名	受理年月日	要旨	提出者	紹介議員	付託委員会
陳情第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	5.3.6	<p>物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻である。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻となっている。</p> <p>コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきたが、日本は2020年の加重平均で1円の引き上げにとどまって以降の直近2年間も3%程度しか引き上げられず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。</p> <p>日本の最低賃金は、最も高い東京は時給1,072円、本兵庫県は960円で112円もの格差がある。また、最低の853円の地方は10県にも上り、月12万～13万円の手取りではとても自立して生活することはできない。</p> <p>最低賃金を全国一律1,500円以上の実現とともに、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められている。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしている。よって、最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、意見書を国に提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ワーキング・プアをなくすため最低賃金を1,500円以上に引き上げること。 2 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。 	豊岡市日高町野々庄900-1 但馬労働組合総連合 議長 綿中 義人		建設経済委員会